## 基準２－１　【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

### 分析項目２－１－１　大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること

【分析の手順】

・該当する体制に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）が定められていることを確認する。

・該当する体制において、教育研究活動等及び各教育課程について責任をもつ者（学部長や研究科長等。分析項目２－１－２との関連に留意）と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合には複数の組織名称を記載）を確認する。

※内部質保証：「大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること」（大学改革支援・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集第5版』）。

・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式２－１－１）

| 確認すべき要素 | 大学における状況 | 根拠規定 |
| --- | --- | --- |
| （１）中核となる委員会等の名称 |  |  |
| （２）統括責任者 |  |  |
| （３）自己点検・評価の責任者 |  |  |
| （４）改善・向上活動の責任者 |  |  |
| （５）委員会等の構成員 |  |  |

※複数の組織が共同して行う場合には、相互の関係が根拠資料から分析可能であること。